

☆7月は、社会を明るくする運動の

強調月間です

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを

「社会を明るくする運動」

は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、今年で65回目を迎えます。

○行動目標

①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう

②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

○重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」

「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数

「社会を明るくする運動 西伯郡研究大会」

◆日時 7月7日(火)
13時30分～

◆場所 保健福祉センターなわ

を減らすこと」

○本町の啓発活動取り組み
街頭啓発 7月1日(水)

中山地区

中山中学校玄関前

名和地区

名和中学校玄関前

大山地区

JR大山口駅前

◆問い合わせ先

人権・社会教育課人権推進

室

☎ 0859・54・2286

はい!

消費生活相談窓口です

相談窓口寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。
手口を知っておくと、適切な対応ができます。



注意

今より安くなる?

遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘!

*クーリング・オフの適用はありません

【相談】

「今より電話料金が安くなる」と電話で、現在利用している電話会社だと思い、話を聞きました。インターネット接続(プロバイダ)料金のことと言われ、料金が安くなるならよいと思い、業者の指示に従って、パソコンを動かしパスワードなどを伝えました。後日届いた申し込み書面を見ると、違う業者に変更になり、料金も安くなっていませんでした。2年契約で、解約料は1万5千円と言われました。クーリング・オフはできないのでしょうか。

【対処方法】

*契約内容をしっかり確認しましょう。

大手電話会社かのように話しを持ち掛け、遠隔操作で設定を変更する勧誘についての相談が寄せられています。光回線やプロバイダ契約など、電気通信サービスの契約にクーリング・オフの適用はありません。設定作業完了後は、契約解除が容易ではありません。電話で勧誘を受けた場合、事前に書面を求め、契約内容をしっかり確認し、理解できなければ安易に応じないようにしましょう。

第4火曜日は相談と出前講座の日です。
お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。
役場住民生活課 ☎ 0859-54-5210 (平日)
鳥取県消費生活センター ☎ 0859-34-2648 (平日・土日)
八橋警察署 ☎ 0858-49-0110